

- 4 当社は、当社が提供するサービス内容、また契約者がサービス利用において得る情報など（コンピュータプログラム、メールなど）についてその正確性、完全性又は有用性などの保証はいたしません。当該情報等のうち当社以外の第三者による提供に係るものに起因して生じた損害などについて当社は一切責任を負いません。
- 5 当社は、契約者がサービス利用に関して、他の契約者又は第三者に与える障害について、一切責任を負わないものとします。

第39条(免責)
当社は、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条（責任の制限）の規定によるほかは、何らの責任も負いません。

- 2 当社は、ケーブルインターネットに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであることを除き、その損害を賠償しません。
- 3 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術的条件（事業法の規定に基づき当社が定めるケーブルインターネットに係わる端末設備等の接続の技術的条件をいいます。）の設定又は変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。
- 4 ケーブルインターネットの提供、遅滞、変更、中止もしくは廃止、サービスを通じて登録、提供もしくは収集された契約者の情報の消失その他サービスに関連して発生した契約者の損害について、当社は本規定に定める以外は一切の責任を負わないものとします。
- 5 インターネット、コンピュータ、通信回線に関する技術水準、ならびにネットワーク、ソフトウェア自体の高度な複雑さに照らして、当社が提供する本サービスについて瑕疵のないことを保証することができなものとします。この件について契約者はあらかじめ承し、当社は免責されるものとします。
- 6 当社は第27条（提供の制限）をもとに提供制限を実施した場合、利用できなかった期間の損害については、一切責任を負わないものとします。

第10章 雑則
第40条(承諾の限界)
当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 第41条(利用に係る契約者の義務)
当社は、ケーブルインターネットの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等を無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。
- 2 契約者は、当社又は当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。
- 3 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。
- 4 契約者は、故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。
- 5 契約者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、負荷部品等を取り付けないこととします。
- 6 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。
- 7 契約者は、国内外の他のネットワークを経由して通信を行う場合、經由するすべてのネットワークの規則に従わなければならないとします。
- 8 契約者は、ケーブルインターネットを利用するにあたって、以下の各号の内容に該当する行為をしないものとします。

- (1) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書などを送信、掲載する行為
- (2) 第三者又は当社の著作権、その他知的財産権を侵害する行為
- (3) 第三者の財産、個人情報、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為
- (4) 第三者又は当社の情報を改ざん、消去する行為
- (5) 第三者の同意を得ることなく、又は不当な手段により第三者の個人情報、プライバシー情報、公開されていない情報を収集する行為
- (6) 第三者又は当社を誹謗中傷し、名誉、信用を毀損する行為
- (7) 第三者又は当社に成りすましてサービスを利用する行為
- (8) ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為
- (9) 大量のメールを送信する行為および当該依頼に応じて転送する行為、大量、少量を問わず第三者に対し、無断で広告・宣伝・勧誘等のメールを送信する行為、嫌悪感を感じる電子メールを送信する行為
- (10) 第三者又は当社の設備などに無権限でアクセスする行為並びに設備の運営を妨げる行為
- (11) 法令もしくは公序良俗に違反し、第三者に不快感や不利益を与える行為
- (12) 詐欺等の犯罪的行為およびそれに結びつく行為
- (13) 無限連鎖講(いわゆるネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為
- (14) 事実と反する情報を送信・掲載する行為
- (15) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類似する行為
- (16) 約款に違反する行為その他インターネットの運営を妨げるすべての行為
- (17) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (18) 本項各号に該当するおそれがあるもしくは助長すると当社が判断する行為
- (19) その他、当社が不適切と判断する行為

- 9 契約者は、第3項から第6項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又は毀損したときは、当社が指定する期までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- 10 ID等を紛失した場合や第三者に知られた場合、又は第三者に利用されていることが判明もしくは懸念される場合、契約者はただちに当社にその旨を連絡するものとし、当社の指示がある場合にはこれに従うものとします。
- 11 当社はID等の使用上の過誤や第三者の使用による損害の責任を負いません。契約者はID等の管理責任を負うものとし、ID等を契約者以外の第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買などをしてはならないものとします。
- 12 契約者はサービスを利用するために必要な機器、ソフトウェアなどを自己の費用と責任において準備し、契約者は自己の費用と責任で本サービスを利用するものとします。

第42条(相互接続事業者のケーブルインターネット)
契約者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債権を譲り受けたものとして、この契約に基づき料金を請求することを承認していただきます。
2 契約の解除があった場合は、その解除があった時に、当社の相互接続事業者のケーブルインターネット利用契約についても解除があったものとします。

第43条(技術的事項及び技術資料の閲覧)
当社は、当社が別に定めるケーブルインターネット取扱所において、ケーブルインターネットに係る基本的な技術的事項及び契約者がケーブルインターネットを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

第44条(営業区域)
営業区域は、当社が別に定めるところによります。

- 第45条(契約者に係る情報の取扱い)
当社は地域メディアとしての社会的責務に鑑み、当社代表取締役社長を個人情報管理責任者とし、厳正な個人情報の管理を実施します。取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーとその関連事項に定めます。また、お客様の個人情報に関する窓口業務を当社お客様センターで実施します。
- 2 当社がお客様の個人情報を利用する目的は以下の通りです。
 - (1)新サービス実施に必要な範囲において、業務提携先、業務委託先に限定した情報の提供
 - (2)サービスを開始、継続、又は終了するために必要な、施工監理・機器管理・システム管理・番組供給・課金管理・料金請求・障害対応などの業務遂行
 - (3)お客様のサービス利用に関連した、問い合わせ・相談・苦情対応、アフターサービス・点検業務・サポート、番組ガイド・メンテナンス情報などの送付
 - (4)電子メール、ダイレクトメールなどを通して、当社が提供する商品・広告・サービスに関する情報、キャンペーン・フェア・催事に関する情報、アンケート、モニターに関する情報の提供、当社の販売促進活動
 - (5)サービスの新規企画・開発、顧客満足度の向上を目的とした調査分析
 - (6)個人を識別できない開示用統計データの作成上記以外の目的で利用する場合は事前にお客様の同意を得るものとします。
- 3 当社はお客様が、NHK団体一括支払いサービス、デジタルサービス、オプションチャンネルおよびケーブルインターネットにお申込みの場合は、お客様の個人情報をそれぞれ日本放送協会、番組供給会社、インターネット運営会社に提供します。また、サービス利用に係わる債権・債務の特定、支払いおよび回収のため必要な範囲で、お客様の個人情報を業務提携先、業務委託先、金融機関等に提供します。
- 4 当社はお客様が転居の際、転居先CATV会社への紹介サービスをご希望いただいた場合、お客様の個人情報を転居先CATV会社、紹介システムを運用するKDDI株式会社及び日本デジタル配信株式会社に提供します。
- 5 当社は前3項及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条第1項第1号から第4号に該当する場合を除いて、お客様の同意なしにお客様の個人情報を第三者に提供することはありません。
- 6 当社はお客様に必要なサービスを提供するために、以下の業務で個人情報の預託を実施します。
 - (1)サービス開始・維持・終了にともなう工事、機器設置・回収業務
 - (2)通信・ネットワークの設定、管理業務
 - (3)番組ガイド・請求書・連絡文書などの配送業務
 - (4)ダイレクトメールなどの販売促進業務
 - (5)ヘルプデスク業務
 - (6)料金督促業務
- 7 お客様から当社への個人情報のご提供は任意ですが、ご提供いただけない場合、当社のサービス提供ができない場合があります。
- 8 お客様の個人情報の開示・訂正・削除・苦情などは当社お客様センター（フリーダイヤル0120-40-1173）にてうけたまわっております。

第46条(注意喚起)
当社は、信頼できる第三者からの情報提供により、マルウェアに感染し得る脆弱性を有する端末の IP アドレスおよびタイムスタンプの情報を得た場合に、注意喚起して事前の対処を求めなければ当社の電気通信役務の提供に支障が生ずる蓋然性が具体的にある場合には、必要限度で、これらの情報と当社が保有する契約者情報や通信履歴等と照合して、当該端末を利用している契約者を特定し、当該契約者に対し、注意喚起を行うことがあります。

- 第47条(その他)
契約者が当社サービスを通じてインターネット上で発信、提供した情報（映像、動画、音声、文章など）に関連して、第三者との紛争が生じた場合、又は、第三者に対して損害を与えた場合、当該契約者は自己の費用と責任において紛争を解決又は損害を賠償するものとし、当社に何等迷惑をかけたり損害を与えたりしないものとします。
- 2 当社は契約者がインターネット上で発信又は提供した情報が、以下のいずれかの事項に該当すると判断した場合、当該契約者に通知の上、当該情報を削除する又は当社の指定する第三者に削除させることができるものとします。
 - (1)契約者が第41条（利用に係る契約者の義務）第8項の各号に定める禁止行為を行った場合。
 - (2)ケーブルインターネットサービス又は当社の管理する設備もしくはシステムの保守運用上必要であると当社が判断した場合。
 - (3)契約者により、登録、提供又は蓄積されている情報の量が、契約者に割り当てられた当社が管理する設備及びシステムの所定の記録容量を超過した場合。
- 3 前項の規定にもかかわらず、当社は契約者により登録又はインターネット上で提供された情報が前項の各号の一に該当する場合であってもその削除義務を負わないものとします。
- 4 当社は契約者により登録又はインターネット上で提供された情報を本条の規定に従い削除したこともしくは削除させたこと、又は当該情報を削除しなかったこともしくは削除させなかったことにより当該契約者に発生した被害について一切責任を負わないものとします。

第48条(閲覧)
この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

第49条(国内法への準拠)
この約款は日本国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については、当社本社所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。

第50条(定めなき事項)
この約款に定めなき事項が生じた場合は、当社および契約者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協

議の上、解決にあたるものとします。

- 付則
 - 1 当社は特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとします。
 - 2 この約款は、2021年4月1日より実施します。（一部改訂）
 - 3 この約款実施前に、旧シティウェーブおさか、旧阪神シティケーブル契約約款（以下「旧約款」といいます。）の規定に基づき、支払い又は支払わなければならない利用料その他の債務については、なお従前のとおりとします。
 - 4 この約款実施前に、旧約款の規定により実施した手続きその他の行為は、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。
 - 5 この約款実施の際、現に旧約款の規定により提供しているサービスは、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

- 〈クレジットカード支払いに関する特約〉
 - 1 契約者は、契約者が支払うべき料金を等、契約者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払うものとします。
 - 2 契約者は、契約者から当社に申出をしない限り継続して前項と同様に支払うものとします。また、当社が、契約者が届け出たクレジットカードの発行カード会社の指示により、契約者が届け出たクレジットカード以外で当社が代金請求をした場合も、前項と同様に支払うものとします。
 - 3 契約者は、当社に届け出たクレジットカード番号、有効期限に変更があった場合、遅滞なく当社にその旨を連絡するものとします。
 - 4 当社は、契約者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、契約者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社又は契約者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除できるものとします。

項目	料金額	備考
加入契約金	55,000円	引込線の1回線ごと
新規加入手数料	2,200円	初回登録時のみ
解約事務手数料	2,200円	解約時のみ
宅内工事費	8,800円	ケーブルモデム設置工事費
	18,700円	単独露出配線工事
引込撤去工事費	5,500円	引込撤去を要する場合
宅内撤去工事費	5,500円	ケーブルモデム撤去工事費
その他の工事費	実費	標準外の引込工事など

項目	料金額	備考
Baycom NET160	月額 5,731円	
Baycom NET120	月額 5,522円	
Baycom NET30	月額 5,016円	
Baycom NET6	月額 2,607円	
Baycom ZAQ160	月額 5,731円	大阪エリアのみ提供
Baycom ZAQ120	月額 5,522円	大阪エリアのみ提供
Baycom ZAQ30	月額 5,016円	大阪エリアのみ提供
Baycom ZAQ6	月額 2,607円	大阪エリアのみ提供
IP電話機能付ケーブルモデムレンタル料追加料金	月額 319円	

※料金額にはケーブルモデムレンタル料を含みます。

項目	料金額	備考
IPアドレス追加(1アドレスあたり)	月額 1,100円	
メールアドレス追加(1個あたり)	月額 209円	30M以上は4個追加まで無料
ホームページ容量追加(100MB)	月額 319円	100MBまで追加可能
メーリングリスト 100ユーザまで	月額 550円	
メーリングリスト 200ユーザまで	月額 1,100円	
独自ドメイン管理料(1ドメインあたり)	月額 1,100円	

項目	料金額	備考
IPアドレス追加(1アドレスあたり)	月額 1,100円	
メールアドレス追加(1個あたり)	月額 209円	5個追加まで無料
ホームページ容量追加(100MB)	月額 319円	100MBまで追加可能

項目	料金額	備考
サービス変更手数料	1,650円/回	
休止料	月額 759円	
メールアドレス別名設定	550円/回(4回目以降)	3回まで無料
ホームページアドレス別名設定	550円/回(4回目以降)	3回まで無料
独自ドメイン新規取得手数料(1ドメインあたり)	11,000円	Baycom NETに限る
無線端末登録料	3,300円/1台につき	
紙請求書等発行手数料	110円/1通につき	

項目	料金額	備考
ケーブルモデム	4,620円/1台につき	
無線LAN内蔵モデム	7,535円/1台につき	
IP電話機能付ケーブルモデム	6,413円/1台につき	

(注)料金表金額には消費税等相当額を含みます。